

○北信保健衛生施設組合行政不服審査会条例

(平成 28 年 10 月 20 日 条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定により、北信保健衛生施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。